

## 射水市小杉駅周辺地区まちづくり基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 小杉駅周辺地区のまちづくりを推進することを目的に、小杉駅周辺地区まちづくり基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小杉駅周辺地区まちづくり基本構想の策定に関すること。
- (2) その他小杉駅周辺地区のまちづくりに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員が委嘱又は任命された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 役職により委嘱又は任命された委員が当該役職を退いたときは、委員の職を辞したものとする。

3 前項により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に付すべき事項の調査研究を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、企画管理部次長をもって充てる。

4 副幹事長は、政策推進課長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 幹事は、別表に掲げる職をもって充てる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 前項の事務局の庶務は、企画管理部政策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第7条関係)

企画管理部	政策推進課長、人事課長、未来創造課長
財務管理部	総務課長、財政課長、管財契約課長
市民生活部	地域振興・文化課長、生活安全課長、環境課長
福祉保健部	地域福祉課長、社会福祉課長、子育て支援課長
産業経済部	商工企業立地課長、港湾・観光課長
都市整備部	都市計画課長、道路課長、建築住宅課長、用地・河川管理課長
上下水道部	上下水道業務課長
教育委員会	生涯学習・スポーツ課長
消防本部	総務課長